

平成24年4月25日

松阪記者クラブ 様

担当者 齋宮跡・文化観光課

中野 敦夫

連絡先 電話：0596-52-7126

FAX：0596-52-7133

- 発表事項
1. 坂本1号墳出土金銅装頭椎大刀のレプリカについて
  2. 明和町歴史的風致維持向上計画について

- 内 容
1. 坂本1号墳から出土した金銅装頭椎大刀（県指定）のレプリカが完成しました。今後は、普及・啓発のためふるさと会館2階で、常設展示をすると共に、全国の博物館等で開催される特別展などへの貸出も可能になりました。
  2. 平成22年に策定した「史跡齋宮跡を核とした町の活性化基本方針」を実現するため、昨年から進めていました「明和町歴史的風致維持向上計画」を国土交通省、文部科学省、農林水産省へ申請する運びとなりました。認定されますと国の支援を受けながら計画書に上げた事業を平成25年度から実施することが可能となります。

資料： 明和町歴史的風致維持向上計画（概要版）

# 坂本 1 号墳出土 こんどうそうかぶつちのたち 金銅装頭椎大刀のレプリカについて

## 1. 金銅装頭椎大刀の概要

明和町坂本古墳群の 1 号墳より出土した こんどうそうかぶつちのたち 金銅装頭椎大刀は、平成 9 年度の発掘調査により 1 号墳の後方部で確認された木棺直葬の埋葬施設の棺内から出土した副葬品で、遺存状態はきわめて良好である。

大刀は鞘入りの状態で出土し、全長 106cm を計り、7 世紀前半代頃のものと考えられる。

こんどうそうかぶつちのたち 金銅装頭椎大刀は、残欠を含めると全国で約 120 例程度あるが、全体が遺存するものは数例に限られる。県内では重要文化財に指定されている鳥羽市神島町の伊勢神島祭祀遺物のなかに残欠として 2 口分あるが、発掘調査出土品としては初めてであり大変貴重なものである。平成 13 年 3 月 27 日に県の有形文化財に指定された。

## 2. レプリカ作製の目的

平成 10 年度に腐食劣化を防ぐための保存処理を行い、文化庁が主催する「発掘された日本列島 ‘99 新発見考古速報展」をはじめ数回、特別展へ貸出した以外は町立ふるさと会館の考古資料展示コーナーで常設展示をしてきた。

しかし、出土品の取り扱いは非常に難しく、輸送等も美術品専門の運搬業者に委託するなど貸出しに経費がかかると同時に出土品自体にも劣化の影響を与えるので、最近では貸出しを断っていた。

現在は、斎宮歴史博物館に寄託し、保管・管理をお願いしている。

## 3. 金銅装頭椎大刀のレプリカを作成による効果

- ① 出土品（実物）は空調管理された保存環境のよい斎宮歴史博物館の収蔵庫に保管し、劣化を防ぐことができ文化財保護に貢献できる。
- ② 必要に応じて県内外の博物館に貸出しも可能となり、古墳時代の歴史文化・技術のすばらしさを出土した明和町だけでなく全国に啓発できるとともに輸送経費も軽減される。
- ③ 博物館以外の学校での社会や総合学習にも活用できる。
- ④ イベントなどにも出展でき、地域の歴史・文化を知ってもらい社会教育普及に寄与する。  
など幅広い活用が考えられ社会教育に貢献できる。

# 明和町歴史的風致維持向上計画

## － 概 要 版 －

平成 24 年4月

明 和 町

# 目次

## はじめに

- 1. 計画策定の背景 ..... 1
- 2. 計画策定の流れと体制 ..... 1

## 第1章 町の概要

- 1. 明和町の地勢等 ..... 2
- 2. 歴史的背景 ..... 2

## 第2章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

- 1. 指定文化財等の分布状況 ..... 5
- 2. 維持及び向上すべき歴史的風致 ..... 6
- 3. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題及び基本方針 ..... 10

## 第3章 重点区域の位置及び区域

- 1. 重点区域の位置 ..... 11
- 2. 重点区域の区域 ..... 11
- 3. 重点区域における歴史的風致の維持及び向上の効果 ..... 12
- 4. 重点区域において歴史的風致を維持及び向上するための取組み ..... 12

## 第4章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項

- 1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項 ..... 13

## 第5章 歴史的風致形成建造物の指定の方針 ..... 16

## 第6章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 ..... 16

## はじめに

計画期間 : 平成 24 年度～平成 32 年度

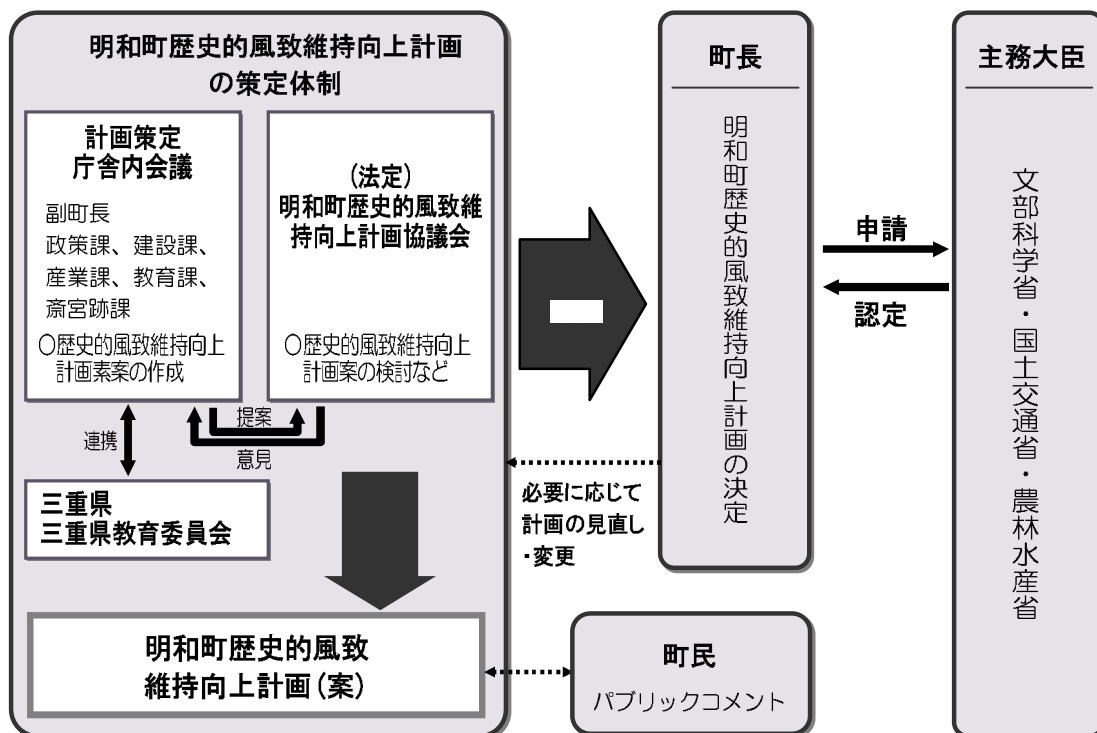
### 1. 計画策定の背景

本町は、史跡齋宮跡をはじめ、当該地域が縄文・弥生時代より繁栄していたことを裏付ける集落跡や大小多数の古墳が群集していること、また、伊勢神宮とも関係が深く鳥墓神<sup>とつかのかんだら</sup>や土器を焼いた窯跡なども発見されている。さらに、近世では伊勢神宮への参詣道として多くの旅人に利用された伊勢街道が街なかを通り、沿道には今なお町家等が軒を連ね往時の面影が垣間見られることなど、多様な歴史・文化をそこかしこで色濃く留めている。

こうした状況を受けて、本町では、『第5次明和町総合計画（平成23年3月）』において、本町の将来像を「歴史・文化と自然が輝き、快適でこころ豊かな「和」のまち明和」とし、また、『明和町都市計画マスタープラン（平成23年3月）』では、自然・歴史・文化の保全とそれらの資源を活用したまちづくりを基本方針の一つとして位置付けた。

このため、本町では、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下、「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図ることを目的とした「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年5月23日法律第40号）」（以下、「歴史まちづくり法」という。）の趣旨と、今後、本町が進めようとしている歴史まちづくりの方向性が強く結びつくものであるとの認識に立ち、本町固有の歴史的風致の維持及び向上を図っていくために必要な「明和町歴史的風致維持向上計画」の策定を行うこととした。

### 2. 計画策定の流れと体制

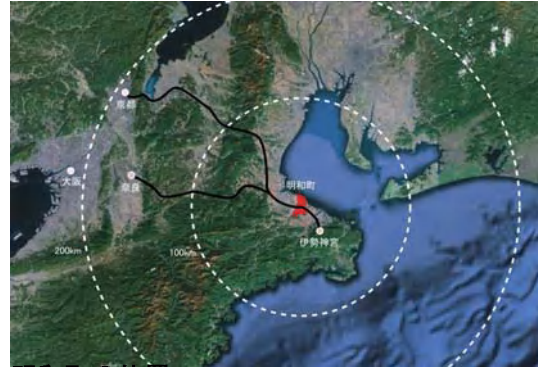


## 第1章 町の概要

### 1. 明和町の地勢等

本町は、三重県の中央部を構成する伊勢平野の南部に位置し、松阪市と伊勢市のほぼ中間点に位置する。町域の面積は40.92km<sup>2</sup>で、北は伊勢湾に面し、延長7.5kmの海岸線を有している。

そして、中央の平野部には、古代から中世にかけて、天皇の代わりに伊勢神宮に仕えるための齋王の御殿とその事務を取り扱う「齋宮」が置かれた。また、齋宮には、奈良や京の都と齋宮から南東約15kmにある伊勢神宮を結ぶ官



明和町の位置

道である「伊勢道」が横切り、伊勢神宮にとって重要な場所となっていた。齋王制度が廃止された後においても、本町の手前で複数の街道が一つになり、交通の要衝として伊勢街道沿いの町なみが発展したことにより、伊勢神宮への参拝客によって賑わいを見せるなど、伊勢神宮との係わりが深い地域となっている。

南部は、標高40~50mの緩やかな丘陵地帯がみられ、丘陵部には多くの古墳が残っている。

町域の変遷としては、明治22年(1889)4月に市町村制が実施され、現在の自治会が統合された形で大淀村、上御糸村、下御糸村、齋宮村、明星村となった。その後、昭和30年(1955)年4月に大淀町、上御糸村、下御糸村の1町2村が「三和町」に、齋宮村、明星村の2村が「齋明村」として合併した。そして、昭和33年(1958)9月に1村1町が合併し、「明和町」が誕生した。

### 2. 歴史的背景

#### (1) 旧石器時代から古墳時代

町内において、人の活動が窺われるのは1万数千年前に遡る後期旧石器の頃からと考えられ、旧石器時代の遺跡は町内で20か所確認されている。その分布は、南部の玉城丘陵及び北に派生する緩斜面、祓川右岸の洪積台地、大仏山丘陵及び北に広がる段丘面に点在している。同じ地域で、縄文時代の遺跡が32か所、弥生時代の遺跡が31か所確認されている。

古墳時代になると町内に多くの古墳が築造され、その数は500を超えていたが、現存する古墳はそのうちの4割程度で、その古墳の多くは南部の玉城丘陵に位置しており、県下有数の古墳の群集地となっている。また、祓川右岸の洪積台地上には、百八塚と呼ばれた「坂本古墳群」があり、かつては150基を超える古墳が存在していたが、現在6基のみが墳形をとどめている。1号墳は、古墳時代の終焉を迎えた7世紀前半の前方後方墳として極めて珍しいものである。また、当時としては豪華な金銅装頭椎大刀こんどうそうかぶつちのたちが副葬されていることからみても、王権との関わりがあった有力者のものであり、齋宮成立に強い影響を与えたと考えられる。

## (2) 古代・中世

古代以前の本町は、『倭姫命世紀』によると、伊勢神宮が五十鈴川のほとりに鎮座する前に、倭姫命一行が飯野郡高宮から櫛田川を下り、海へ出て大淀の浜に上陸し、佐々夫江あんぐろを置いたことや、9月の神嘗祭かんなめさいに初穂の稲束を伊勢神宮の内玉垣うちたまがきに懸け、わが国に永遠の繁栄をお祈りする懸税かケチカラ（カケチカラ）行事の発祥地であること、また、垂仁朝から孝徳朝の大化5年（649）まで本町の南部にある鳥墓かんだちの地に神斎かんなちという伊勢神宮の役所が置かれていたことなど、古くから伊勢神宮と深くかかわりを持っていた地域である。



斎宮寮模型（斎宮歴史博物館蔵）

また、古代においても同様で、町全域が多気郡に属し、度会郡、飯野郡とともに「神三郡」と称せられ、伊勢神宮の神領であった。多気郡は7郷からなり、多気郷、麻績郷あみ、有爾郷うにの3郷が町域に属する。

北部の大淀、下御系、上御系地区は、麻績郷に属し、服部氏や麻績氏が支配し、古くから神宮の織物を織っていた地域である。現在、この地域には、御系みいとや中海なごみ（中麻績）の地名や麻績神社、畠田神社、織殿神社などが残っている。隣接する松阪市には、現在も神宮の織物を織っている神麻績機殿神社かんなみはたどのじんじやや神服織機神社かんなはたどのじんじやがある。

町の中央部には、国家機関である「斎宮」が置かれ、「いつきのみや」とも呼ばれた。天皇の即位ごとに未婚の内親王又は女王の中から占いで選ばれ、天皇の代わりに伊勢神宮へ奉仕するため都から伊勢に派遣された斎王の御殿と斎宮寮という役所があった場所である。以来、斎王制度は建武元年（1334）までの約660年間続いており、初代斎王であった万葉歌人として名高い大来皇女から60人余りが斎王として伊勢神宮に仕えてきた。

斎宮は、碁盤の目状に道路が走り、木々が植えられ、伊勢神宮の社殿と同じく清楚な建物が100棟以上も建ち並び整然とした都市が形成された。また、都との往来もあったことから近隣の国から様々な物資が集まり、この地方の文化拠点でもあったと考えられる。

南部は、隣接地の多気町、玉城町の一部を含め「有爾郷うにごう」に属し、伊勢神宮の神事に用いる土器を焼く生産集団が住んでいた場所である。

また、町内には、伊勢国司北畠氏との関係も深く、同氏が神三郡を支配しようとするこの地にも勢力を伸ばしている。北畠具教きたばたけとものりは、大淀に隠居としての城を永禄年間（1550年頃）に築き（大淀城）、具教の三男佐田左兵衛少将具郷が居城した佐田城、北畠顕信の末裔が築いた有爾中村城、家臣である黒坂主計亮長兵衛は池村城を築城している。その他、町内には岩内城、上村城、斎宮城、平尾城、下御系中村城、志貴城など町内には10箇所の城跡がある。

## (3) 近世

近世の町域は、32か村からなっているが、6つの領地に分れていた。中大淀村、山大淀村、大堀川新田の3か村は八田藩領（加納家）、中村、川尻、北藤原、南藤原、田屋、志貴、内座、養田、丹川、前野の9か村は津藩領（名張藤堂家）、坂本、馬之上、中海、行部の4か村は鳥羽藩領（稲垣家）、浜田、八木戸、根倉の3か村は西条藩領（有馬家）、金剛坂、池村、上村、岩内、下有爾、新茶屋新田、蓑村の7か村は紀州藩領（徳川家）、佐田村は西

条藩領と鳥羽藩領に分かれ複雑な編成を成していた。津藩は藤堂家であるが、年貢は名張藤堂家に納めていた。西条藩の有馬家、八田藩の加納家は、紀州藩の家臣であり、享保11年（1726）大名に取り立てられた際、鳥羽藩の領地の一部を与えられたものである。このように領主のいない飛地的支配を受けていた。

また、斎宮、竹川、平尾、上野、有爾中の5か村は伊勢神宮の直轄地（神宮領）であった。町内の中央を東西に貫く伊勢街道は、東海道と分岐する日永追分（四日市市）から、伊勢湾沿いに南下し、伊勢神宮に通じる約77kmの街道であり、5街道に次ぐ脇街道として、江戸幕府もその整備に力を入れていた。伊勢街道は、近世以降に盛んになった伊勢参宮の主要道で、伊勢をめざす旅人で賑わい、文化や情報の伝達路として機能し、町内においても街道沿いの約6kmにわたって集落が発達した。



明星村（「伊勢参宮名所図会」）

上方からは、伊勢本街道が正規ルートとなっていたが、峠が多かったために、初瀬から名張を経て青山峠を越え、六軒（松阪市）で伊勢街道と合流するルートをとる参宮客が多くなった。このように、本町の手前で、複数の街道が一つになったため、町内の街道は参宮客によって賑わいをみせ、茶屋、旅籠などが建ち並んでいた。

#### （4）近代・現代

明治政府になり、まず、神領5か村（竹川、斎宮、平尾、上野、有爾中）が明治2年（1869）度会県に、その他の村は同4年（1871）に同県に編入された。そして同9年（1876）に度会県全域が三重県に編入された。

伊勢街道の交通は、籠や馬から人力車や乗合馬車に変わり、街道を横断することも困難なほど賑わっていた。明治26年（1893）に津～宮川間に参宮鉄道が開通し、次第



歴史ロマン広場

に旅人は減少し、人力車や馬車などの乗物業や旅籠、茶屋、土産物屋など参宮客を相手にしていた人々は廃業に追い込まれるなど交通の発達は、生活形態に変化をもたらした。

明治以降、幻の宮とも呼ばれた「斎宮」の復興・顕彰活動は地元の人々により積極的に行われてきたが、昭和45年（1970）に祓川右岸の古里地区において団地開発に伴う事前発掘調査を発端として、斎宮との関連が注目され、昭和48年度（1973）から3か年間、三重県教育委員会による範囲確認調査が行われた。そうした調査の結果、昭和54年（1979）には東西約2km、南北約700m、面積137.1haの範囲が国の史跡指定を受け、今でも発掘調査が続けられている。

昭和54年度（1979）に『史跡斎宮跡保存管理計画』、平成7年度（1995）に『史跡斎宮跡整備基本構想』が策定され、それらに基づき、斎宮跡の保存・活用が進められてきた。また、三重県により、平成元年（1989）に「斎宮歴史博物館」、平成11年（1999）に「いつきのみや歴史体験館」といった施設等が整備された。これらの施設では、様々な学習や体験ができるとともに、斎王まつりや斎宮浪漫まつりといった町内のイベントに広く活用されている。



## 第2章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

### 1. 指定文化財等の分布状況

#### (1) 文化財の指定等状況(平成 24 年 3 月現在)

町内の文化財の指定状況は下表のようになっている。

表 明和町文化財の指定件数

区分 種類	有形文化財							無形 民俗 文化財	史跡	天然 記念物	合計
	建造物	絵画	書籍	彫刻	工芸品	古文書	考古 資料				
国指定	—	—	—	1	—	—	1	—	2	1	5
県指定	—	2	2	—	3	3	7	—	1	—	18
町指定	2	—	1	7	2	3	1	6	3	—	25
合計	2	2	3	8	5	6	9	6	6	1	48



国指定史跡／齋宮跡



国指定天然記念物／齋宮のハナショウブ群落

#### (2) 指定文化財以外の文化財の分布状況

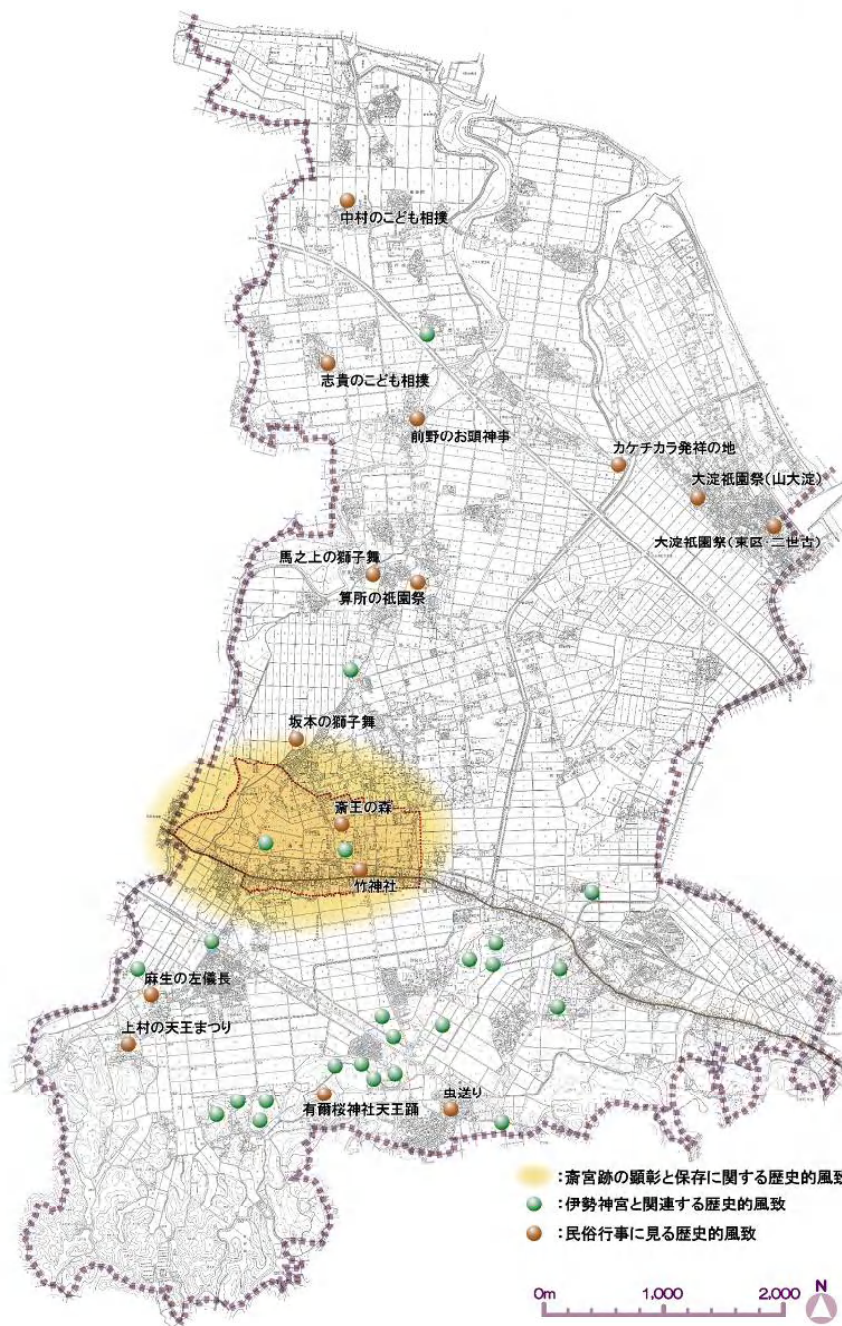
町内の指定文化財以外の文化財として挙げられるものは、下表のようになっている。

表 指定文化財以外の主な文化財

分類	歴史資源		
伊勢神宮関連	佐々夫江行宮跡	カケチカウ行事	神宮土器調製所
	八握穂社旧跡		
齋宮跡関連	齋王の森	竹神社(野々宮)	隆子女王の墓
	旧竹神社	粟須美神社	業平松・行平松
伊勢街道関連	安養寺	明星水	転輪寺
	擬革紙煙草入	弘法大師堂	花園旧跡
	絵馬堂	道標	
その他	みいと織物	玉城丘陵の古墳群	藁村の虫送り
	獅子舞(馬之上・坂本)	子ども相撲(志貴・中村)	

## 2. 維持及び向上すべき歴史的風致

本町において、地域固有の歴史や伝統を反映した人々の活動や生業及びその活動等が行われる歴史上価値の高い建造物とが一体となって形成された良好な市街地環境として認められる「歴史的風致」は、以下の3つにまとめられる。



■ 町内の歴史的風致の分布

本町は、全域が古代において神宮領に属し、その地に、国家機関である「斎宮」が置かれ、建武元年（1334）に斎王制度が廃絶するまで約 660 年間存続した。

斎王制度が廃絶した後、建物等はなく、斎宮の存在が分からなくなる一方、これらの施設がこの地にあったことに由来して「斎宮」という地名は、人々の暮らしの中で定着し、現在まで使われてきた。また、斎宮の旧跡地である「斎王の森」や「野々宮（竹神社）」は神聖な場所として現在も地元住民に守られ、大切に受け継がれてきている。特に明治以降は、斎宮の消滅を防ぐため、斎宮や伊勢神宮に関わる伝承地に標石を建立するなど、地域住民による斎宮復興への運動が行われてきた。

このような活動が、史跡指定に繋がり、現在、史跡の上、あるいは周辺に暮らす多くの町民は、隆盛を誇った斎宮の様子を目にすることはできない中で、その姿を皆が思い描きながら、「斎王の森」や「野々宮」を守り続け、ありし日の斎宮を思い起こして、斎王群行や当時の年中行事の再現、ガイドボランティアなどの取り組みを行っている。

本町における史跡斎宮跡を中心とした歴史的風致とは、地域住民の皆が、市街地に眠る歴史を大切に伝え残すという想いを受け継ぎ、また、取り組む姿勢そのものであると言える。



成立期と方格地割の位置図



斎王の森



竹神社 奉祝祭の様子(昭和27年撮影)

本町は、大和政権が成立する以前より、伊勢神宮と深くかかわりを持ち、産業や住民生活に影響を与え、現在に至っている。

かつて神宮領であった本町を含めたこの地域は、古代以前より土器や織物を生産し、神宮に奉納していた。その後、周辺の土地の支配関係に変化はあるものの、土器生産は絶えることなく生産され、神宮へ献上し続けてきた。

神宮は、昭和12年(1937)、こうした土器の生産を続けてきた土地(大字菟村)に「神宮土器調製所」を設置し、今も当時の技法で神宮の祭祀に使用する土器(神宮土器)を生産している。

本町における伊勢神宮と関連する歴史的風致とは、この地で行われてきた土器生産が伊勢神宮と同等の長い歴史を歩んできたこと。また、特に「神宮土器調製所」における土器生産は、携わる者への技術の伝承だけでなく、調製所の中庭で行われる伝統的な天日干しの風景が、伊勢神宮との深い関わりを強く感じさせていることにあると言える。



カケチカラ発祥記念碑



神宮土器調製所



神宮土器の作成手順(天日干し)



みいと織物

町内には様々な民俗行事が残っているが、天王信仰に関する行事として、大淀の祇園祭と算所の祇園祭、宇爾桜神社のかんこ踊り、上村の天王祭、坂本の天王祭が受け継がれている。

その中でも、大淀祇園祭は、三世古（北区、中区、西区）の氏神である竹大與杼神社<sup>たけおれよど</sup>で祈禱後に開催され、地域を代表する祭りとなっている。竹大與杼神社は、『倭姫命世紀』によれば、倭姫命が船で沖を東に向かったとき、風波もなく淀んでいたのをこれを悦び、この地を大淀と呼んで大与度社を定めたことが起源とされる。

疫病を祓い、農業と漁業の発展を祈って始まった大淀祇園祭は、ギーギーと鳴る山車を引く音と笛や太鼓などの祇園ばやしの音色とともに、威勢のいい掛け声が町の中を響き渡る。また、夕方には、のぼりや提灯に飾られた船に山車が載せられ、火が灯された提灯によって鮮やかに浮かび上がる海上渡御<sup>かいじょうとぎよ</sup>と、夏の夜空を染める打上げ花火が、祭りの最高潮を伝える。

本町における民俗行事にみる歴史的風致とは、地域の多くの人の手で古くから受け継がれてきた民俗行事が、農村と漁村を舞台に繰り広げられ、町民の情熱と地域が一体となった伝統的な祭りの風情を感じさせるところにあると言える。



竹大與杼神社 本殿



海上渡御(大淀祇園祭)



宇爾桜神社天王踊(かかんこ踊)



前野のお頭神事

### 3. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題及び基本方針

- (1) 史跡齋宮跡の保存と生活との調和に関する課題
- (2) 伝統文化や行事の担い手に関する課題
- (3) 史跡齋宮跡を核に歴史的資源を生かした観光に関する課題
- (4) 歴史的建造物や景観に関する課題

#### (1) 史跡齋宮跡の保存と生活との調和に対する取組みの推進

- ・ 齋宮跡の発掘調査を引き続き行うと共に、保存と活用に必要なものを見えるような形として史実に基づき復元するとともに周辺環境整備を行うことで、理解の促進になり、地域住民と共に活用することで歴史文化に対する意識の向上を図る。
- ・ 史跡地内の幹線排水路の改修を行い、局地的な大雨などによる史跡地内の冠水を防ぐことで地域はもとより来訪者への被害を解消する。
- ・ 生活道かつ史跡を回遊できるよう、史跡と調和した散策道や橋を整備する。

#### (2) 歴史文化を継承する担い手の育成に関する取組みの推進

- ・ 齋宮と深い関わりを持つ伊勢市内（伊勢神宮）の団体を含めて、町広報等で紹介したり、各種イベントやシンポジウムの開催時に発表の場や機会を設けたりして活動の活発化を図る。
- ・ 各団体間のネットワークを構築しながら活動の輪を広げ、歴史文化を継承する担い手の育成を図るよう支援する。
- ・ 小学校等の教育の場において、町内の歴史文化に直接触れ、親しむ時間を設けるなどして、次代を担う人材の育成に積極的に取り組む。

#### (3) 史跡齋宮跡を核として歴史的資源を繋ぎ回遊性を高める施設の整備

- ・ 平成 25 年の伊勢神宮式年遷宮に合わせて、「内宮、外宮、齋宮」の3つがセットであることを啓発するとともに、伊勢神宮参拝前または後には、齋宮に立ち寄りたいたいと思える魅力ある施設整備を行い、集客向上を図る。
- ・ 史跡齋宮跡へ訪れた人の安全かつ快適に散策できる散策路や広場などの設備環境の整備を進める。
- ・ 坂本古墳群をはじめ、町内各地に多数点在している歴史的資源やその他関連施設等を繋ぐ上で誘導案内板などを充実させて回遊性を高める。

#### (4) 歴史的建造物や景観に関する取組みの推進

- ・ 伝統的な建築様式を残したり、歴史的な趣を感じさせたりする建造物等は、所有者や管理者等の理解と協力を得て修理・修復を行い、保存及び活用を行う。
- ・ 現在残っている歴史的な趣のある建築物については、建築物の実態調査を行うとともに、保全・活用の方策について検討する。
- ・ 道路等の周辺環境についても歴史的な趣に配慮した道路の美装化、電柱や標識柱及び照明施設、ガードレール等の色彩に配慮した整備を行う。

### 第3章 重点区域の位置及び区域

本計画に基づく施策を重点的に推進していく地区として、「重点区域」を選定する。

#### 1. 重点区域の位置

維持向上すべき歴史的風致の中から、重要文化財や重要有形民俗文化財または史跡名勝天然記念物に指定されている建造物の用に供される土地の区域及びその周辺の土地の区域である「齋宮跡周辺」を重点区域とする。

#### 2. 重点区域の区域

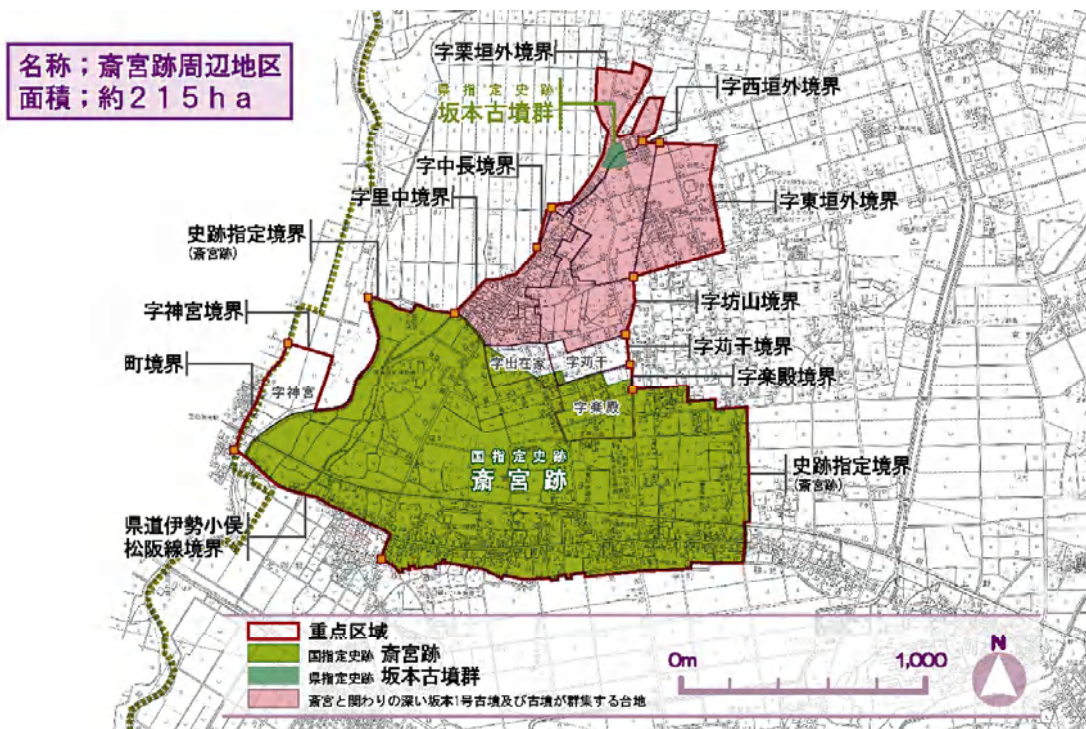
重点区域の名称： 齋宮跡周辺地区

重点区域の面積： 約215ha

重点区域は、以下のア及びイを含む範囲とする。

ア. 史跡齋宮跡及び字神宮、字楽殿、字苧干、字出在家

イ. 「齋宮」と関わりの深い坂本1号墳及び大字坂本の内、古墳が群集する台地（字粟垣外、字西垣外、字東垣外、字防山、字里中、字中長）



### 3. 重点区域における歴史的風致の維持及び向上の効果

齋宮跡周辺地区を歴史まちづくり法に基づく重点区域とし、歴史的風致の維持及び向上を図っていくことは、地域住民に対して歴史文化の保存、活用等への一層の理解を促すとともに、次世代への伝統文化の継承を積極的に進めていくことにつながると考えられる。

また、こうした取組みは、単に歴史文化の保存や継承だけに留まることなく、広く町内外への情報発信を行うことで、地域の観光振興、ひいては交流人口の拡大による地域活性化にもつながることが期待できる。

さらに、今回指定した重点区域は齋宮跡周辺を捉えたものであるが、本町内には多数の古墳群や町指定無形民俗文化財の大淀祇園祭等の伝統芸能が多数分布しており、それらを中心としたまちづくりに取り組む地域住民等への波及効果をも期待できるなど、本町全域を捉えた具体的な歴史まちづくりのさらなる前進を期待できるものである。

### 4. 重点区域において歴史的風致を維持及び向上するための取組み

以下に、歴史的風致の維持及び向上を図るため、「史跡齋宮跡保存管理計画」「三重県景観計画」等の計画に基づく現行規制（②～④、⑥）及び「明和町都市計画マスタープラン」に基づく規制と景観への取組みなど今後予定する検討内容（①、⑤）を示す。

- ①明和町都市計画マスタープランに基づく規制と景観への取組み
- ②史跡齋宮跡保存管理計画に基づく土地利用区分
- ③三重県景観計画に基づく取組み
- ④三重県屋外広告物条例に基づく取組み
- ⑤(仮称)史跡齋宮跡案内サイン等整備ガイドラインに基づく取組み
- ⑥三重県自然環境保全地域(菟川)に基づく取組み



## 第4章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項

### 1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等(歴史的風致維持向上施設)の整備及び管理の考え方等を以下に整理するとともに、具体の施設整備について示す。

#### (1) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する考え方

今後、本町固有の歴史的風致に対しては、以下に示す4つの視点に着目した基本方針に基づいて維持及び向上に取り組んでいくものとする。

##### ア. 建造物の復元、修理又は管理に関する方針

- ・歴史的な建造物については、修理・修景を行い、積極的に公開する。
- ・斎宮跡については、現在失われた建造物の中で、史跡の保存と活用に必要なものを見える形として史実に基づき復元するとともに周辺環境整備を行い、地域住民とともに活用することで、斎宮跡に愛着を持てるように取り組む。

##### イ. 公園や交流施設の整備又は管理に関する方針

- ・公園や案内・交流拠点の整備等を、それぞれの時代設定に即した形態意匠に配慮するとともに、隣接する農地等の景観特性も十分考慮して取り組む。
- ・公園や案内・交流拠点の整備等を通じて、地域住民の歴史的風致に対する理解と、協働による適切な管理を進める。

##### ウ. 周辺環境の整備又は管理に関する方針

- ・地域住民の生活と調和を図るための環境整備や来訪者が斎宮跡を効率よく、安全に巡ることができる整備を行う。
- ・斎宮跡地内に多く点在している歴史的資源やその他関連施設を繋ぐために案内板を設置し、ネットワークの形成を図り、回遊性を高める。
- ・当該区域の歴史的風致の向上を図るために、歴史的な趣に配慮し、調和のとれた色彩等の統一など歴史的周辺環境の整備を行う。

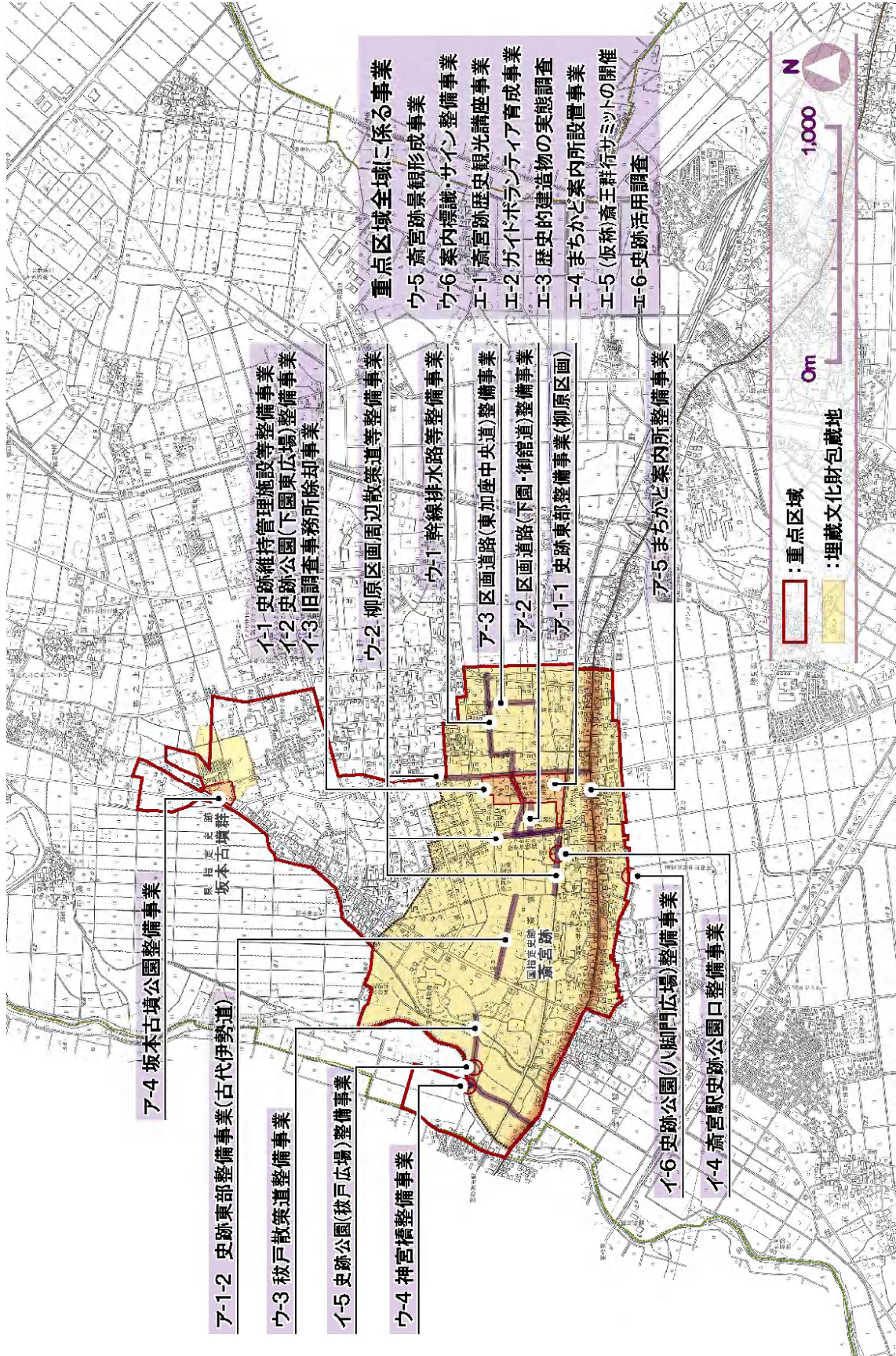
##### エ. その他(ソフト的な取組み)に関する方針

- ・地域の歴史的資源の保全や伝統文化の継承を図り、その担い手の育成や普及啓発活動に取り組む各種団体への支援を行う。
- ・生涯学習の場や小学校等の教育の場において、町内の歴史文化に直接触れ、親しむ時間を設けるなどして、次世代を担う人材の育成にも積極的に取り組む。
- ・斎宮跡は、各種イベントやシンポジウムの開催時に発表の場などの機会を設けるなど啓発活動を図る共に、平成25年の伊勢神宮式年遷宮に合わせて「斎宮」を広く知ってもらえるよう全国に情報発信する。

## (2) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理

歴史的風致を維持及び向上していくために実施する具体的な事業を以下に示す。

事業の項目	事業
ア.建造物の整備等に関する事業	1-1.史跡東部整備事業（柳原区画） 1-2.史跡東部整備事業（古代伊勢道） 2.区画道路（下園・御館道）整備事業 3.区画道路（東加座中央道）整備事業 4.坂本古墳公園整備事業 5.まちかど案内所整備事業
イ.公園や交流施設の整備等に関する事業	1.史跡維持管理施設等整備事業 2.史跡公園（下園東区画広場）整備事業 3.旧調査事務所除却等事業 4.斎宮駅史跡公園口整備事業 5.史跡公園（稗戸広場）整備事業 6.史跡公園（八脚門広場）整備事業
ウ.環境整備等に関する事業	1.幹線排水路等整備事業 2.柳原区画周辺散策道等整備事業 3.稗戸散策道整備事業 4.神宮橋整備事業 5.斎宮跡景観形成事業 6.案内標識・サイン整備事業
エ.その他(ソフト的な取組み)に関する事業	1.斎宮跡歴史観光講座事業 2.ガイドボランティア育成事業 3.歴史的建造物の実態調査 4.まちかど案内所設置事業 5.（仮称）斎王群行サミットの開催 6.史跡活用調査



## 第5章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

特に、歴史的な価値のある建造物等を歴史的風致形成建造物として指定し、適切な保全等を図るものとする。

本町の歴史的風致の維持及び向上を一層積極的に図っていくため、重点区域内においては、文化財保護法に基づく登録有形文化財、県または町指定の文化財等で歴史上価値が高いと認められるもの等以下に示すものを、「歴史まちづくり法」に基づく「歴史的風致形成建造物」に指定する。

- ①文化財保護法に基づく登録有形文化財
- ②三重県文化財保護条例に基づく県指定有形文化財
- ③明和町文化財保護条例に基づく町指定有形文化財
- ④その他、現在指定等がされていない建造物、過去において区域の歴史的風致を形成していた復元建造物等、特に本町の歴史的風致を形成する上で必要かつ重要なものとして町長が認めるもの

## 第6章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

歴史的風致の維持及び向上の観点から当該建造物の増改築等に際して許容する行為等を管理の指針として以下に定める。

- ①国登録有形、県・町指定文化財(建造物)
  - ・文化財保護法、県、町の文化財保護条例に基づく登録有形、指定文化財は、それぞれ対応する法律・条例に基づき、現状変更などの行為規制などが既に実施されている。
  - ・修理に関しては、現状の維持または調査に基づくものを基本とし、増築等は原則行わない。なお、公開・活用等のために必要な防災上の措置等については、その建造物の価値の保存に支障を来たさない範囲で実施する。
- ②現在、文化財指定等がされていない建造物や復元される歴史上価値の高い建造物
  - ・歴史的風致形成建造物の指定後は学術調査等を実施し、可能な限り文化財の指定等に取り組むものとする。
  - ・一方、過去に歴史的風致を形成した建造物等で、これを復元、公開することが、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に資すると考えられる建造物に対しては、復元時にその根拠とされた事項が復元後においても十分に尊重されるよう留意すると共に、その維持・管理・運営に地域及び町民の参画を求め、地域における人々の活動が活発化することに資するよう努めるものとする。